

一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会講習会等に伴う謝金支給規程

平成31年4月26日
制定 理事会規程第12号

(目的)

第1条 当協会が主催する講習会の講師及び技能検定試験立会における謝金及び旅費については、本規程によって支給する。

(謝金及び旅費の対象者)

第2条 本規程における謝金及び旅費の支給対象者は、講習会の講師及び技能検定試験の立会をする者とする。ただし、謝金及び旅費の辞退の申し入れがあった場合は、支給しない。

(謝金の対象となる講習会等)

第3条 当協会が主催する「交通信号工事士更新講習会」及び「交通信号工事士技能検定受験準備研修会」における講師並びに「交通工事士技能検定試験」における立会者とする。

(講習会講師謝金の単価)

第4条 謝金の単価は、理事長が別途定める。

謝金の支払単位は、1時間とし、1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は切上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は、1時間とみなす。また、同一内容の講習を複数回実施する場合は、減額する。

(技能検定立会の単価)

第4条 日額とし謝金の単価は、理事長が別途定める。

(旅費の支給)

第5条 講習会の講師及び技能検定試験立会に係る交通費及び宿泊費等の旅費については、平成21年11月26日理事会規程第3号「一般社団法人全国信号工事技術普及協会旅費規程」を適用する。

(その他事項)

第7条 本規程に定めのない事項については、理事長が別途定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から適用する。